

令和7年度 中国ブロック 再犯防止シンポジウム
民間協力者による社会問題解決としての再犯防止～民・学・官協働の提案～

基調講演

再犯防止と地域づくり ～他機関連携の可能性と実践～

令和8年2月4日(水)

広島大学大学院人間社会科学研究科教授

吉中 信人

講師の簡単な自己紹介

- 専門: 刑事法学全般、特に犯罪者・非行少年の処遇論、少年に対する保護観察,etc.

*犯罪予防論に関する活動や論文など

- 2005年: 「減らそう犯罪」事業の一環として、広島県警察と広島大学の共同研究メンバー
- 2006年: "Crime Prevention in Japan: The Significance, Scope, and Limits of Environmental Criminology", The Hiroshima Law Journal, 30(2)
- 2008年: 「市民参加型犯罪予防に関する環境犯罪学的考察」広島法学第31巻第3号
- 2008年: 「保護観察の犯罪予防機能 (特集 地域社会の犯罪予防)犯罪と非行158号
- 2009年: 「新しい犯罪対策の評価—市民参加型犯罪予防活動の展開—」警察学論集62巻9号
- 2016年: 「現代社会と犯罪予防活動」広島法学第39巻第3号
- 2019年: "Towards Sustainable Crime-Prevention Activities in Japan: The Possibilities and Limits of Volunteer Groups", The Hiroshima Law Journal, 42(3)
- 2022年: "Recent Development of Crime Prevention in China: A Japanese Perspective on Data Protection Regime", The Hiroshima Law Journal, 44(3)

**法令にもとづく
国と地方自治体の取り組み**

1.再犯防止－法的枠組みの確認

- 2016年（平成28年）12月14日(公布・施行)

「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」

主な内容

- **基本理念（第3条）** ・ **職業・住居の確保・社会的孤立の防止・途切れない指導・支援（矯正施設内～社会復帰後まで）**
- **国と地方公共団体の責務（第4条）** 国：総合的施策の策定・実施
地方：地域の状況に応じた施策の策定・実施
- **国・自治体・民間の連携（第5条）** 情報提供、協働による支援体制
- **再犯防止啓発月間（7月）（第6条）**
- **再犯防止推進計画の策定（第7条）** 国の推進計画の策定義務、5年毎の見直し
地方自治体もこれを勘案し独自計画を策定

2. 再犯防止立法の歴史：政策形成の流れ

- ◆ 2003年頃～：犯罪対策の強化政府の犯罪対策閣僚会議が「**犯罪に強い社会**」構想を打ち出す（2003年）。以後、政策の柱のひとつとして「再犯防止」が位置付けられ始める。
- ◆ 2004～2005年：重大再犯事件が相次ぐ重大再犯が続き、出所者支援の必要性が強く認識される。政府を挙げた対応が求められる。
- ◆ 2012年：総合対策の決定犯罪対策閣僚会議が「**再犯防止に向けた総合対策**」を決定し初の数値目標を設定（再犯防止を国家的課題として明確化）
- ◆ 2014年：『犯罪に戻らない・戻さない』宣言。就労・住居など自立支援に特化した方針を示す。民間・経済界にも協力を呼び掛ける。
- ◆ **2016年：再犯防止推進法の成立（大きな転換点）** 再犯防止を総合的に推進するための法律が成立・施行（2016年12月）。国・自治体の役割や協力体制が法的に明確化。
- ◆ 2017年：**国の再犯防止推進計画（初の計画）**。2018～2022年度を計画期間とする国の「再犯防止推進計画」策定。重点分野（就労、住居、医療・福祉など）を明確化
- ◆ 2018年：鳥取県が全国初の地方再犯防止推進計画を策定。2019年までに多数の自治体が計画策定を進める。
- ◆ 2019年：加速化プラン：満期釈放者対策、地方公共団体との連携強化、民間協力者の役割強化等推進

3. 再犯防止推進計画の数値目標（第一次計画：2018～2022年度）

- 数値目標の背景（推進計画が採用した基準）
⇒2012年の「再犯防止に向けた総合対策」で設定された過去5年平均（刑務所：20%）の20%以上減という基準を踏まえ策定。
- 数値目標:出所受刑者の「2年以内再入率」を2021年までに16%以下
⇒**2019年出所者の2年以内再入率が15.7%となり目標達成(2021年)**
- 他方で、刑法犯検挙者中の再犯者率は上昇傾向（2020年に49.1%）

4.第二次再犯防止推進計画（2023～2027） の目標と指標体系

- 再犯防止を「人間の行動変容」に関わる複雑な課題として捉え、単一の数値目標に依存しない指標体系を採用
- 指標体系のポイント
 - ① 再犯動向の核心データ（成果指標:出所受刑者の「2年以内再入率」）の継続
 - ② 施策の効果を多面的に把握する参考指標(刑法犯検挙者中の再犯者率、新受刑者の再入者率、成果指標の推移)を広く採用
 - ③ 施策のプロセス評価（相談件数、連携数、利用率など）も重視
 - ④ 5年ごとに検証し、必要に応じて計画変更（推進法第7条）

*7つの重点課題（2023～2027）

1. **就労・住居の確保:** 協力雇用主、住まい確保、職業訓練の拡充
2. **保健医療・福祉サービスの利用促進:** 高齢者・障害者・薬物依存者への特性支援
3. **学校等との連携による修学支援:** 非行防止、教育復帰支援
4. **特性に応じた効果的な指導の実施:** 性犯罪者、暴力団関係者、若年者、女性などの特性別アプローチ
5. **民間協力者の活動促進:** 保護司・BBS・自助団体等との連携強化
6. **地域による包摂の推進:** 第二次計画で特に重視される項目
→「地方公共団体との連携強化」から発展
7. **再犯防止に向けた基盤の整備:** 施策の効果検証体制、情報共有、研修体系等

中国5県 再犯防止推進計画 比較一覽表

項目	広島県	岡山県	山口県	島根県	鳥取県
計画名	広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～	第2次岡山県再犯防止推進計画（2024）	第二次山口県再犯防止推進計画（2024-2028）	島根県再犯防止推進計画（2021-2025）	第2期鳥取県再犯防止推進計画（2023-2027）
計画期間	2021-2025（+延長予定）	2024-2028（第2次）	2024-2028（第2次）	2021-2025（5年間）	2023-2027（5年間）
基本方針/理念	息の長い支援・生活基盤の安定・社会参画促進	個々の主体性を尊重した“息の長い支援”	地域共生社会の実現、入口～出口一体の支援体系化	息の長い支援／連携協働／民間協力者の理解促進	地域による包摂を重視（孤立防止を明確化）
重点課題の数	3分野（理解促進・生活基盤・社会参画）	国の7課題を包括的に記載（就労・医療等）	5分野（就労住居・福祉・非行防止・連携・啓発）	6分野（県独自の再整理）	5分野（地域包摂を独立項目に）
対象者	犯罪・非行をした者と家族等	犯罪をした者・非行少年等（広い対象）	起訴猶予・執行猶予・出所者等（入口～終了者）	起訴猶予・罰金等を含む支援が必要な者	起訴猶予～出所者・非行少年など幅広い対象
特筆すべき独自施策	<ul style="list-style-type: none"> ●刑事司法手続終了者への就労支援事業（県独自） ●地域定着率など詳細指標 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の第二次計画を最も忠実に反映 ●相談拠点の整備を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●入口・出口支援の体系化（国モデル事業の踏襲） ●福祉的支援+帰宅先確保重視 	<ul style="list-style-type: none"> ●6課題の独自構成 ●民間協力者支援・息の長い支援強調 	<ul style="list-style-type: none"> ●孤独・孤立対策課と連携（全国でも特徴的） ●「保護司よりそい支援」の制度化
連携体制	市町村の計画策定支援に重点（目標20市町）	国・市町村・民間の連携強化（詳細に規定）	県社会福祉協議会を軸に連携構築	再犯防止推進委員会の毎年の開催	市町村研修・連携会議を強化（第2期）
成果指標	●就労継続率90%目標、地域定着率88%等	明確な数値目標は各項目で設定（詳細多い）	●再犯者率の分析と就労支援強化	●再犯者数20%減（政府目標参照）	●再犯者数20%減に変更（率→数へ改善）

広島市における再犯防止のための体制づくり

- 令和3年3月に策定の「第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」の中で「再犯防止のための体制づくり」を基本方針のひとつとして位置付け。

(1) 再犯防止の取組への理解の促進

- 1) 「社会を明るくする運動」への参画
- 2) 保護司会等への本市公共施設の提供（貸付料の減免等）
- 3) 更生保護に携わる団体等に対する財政支援（補助金支出）

(2) 社会復帰への支援

- 1) 安定した就労や地域社会における定住先の確保
- 2) 協力事業主に対する入札優遇制度
- 3) 保健医療・福祉サービスの提供
- 4) 「少年サポートセンターひろしま」における相談支援
- 5) 薬物・アルコール等依存症の相談支援

(3) 矯正施設、県、民間協力者等の連携体制の構築

(広島市HPより:<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/1035962/1021177/1020477.html>)



多機関連携の状況

① 「矯正施設」 → 「保護観察所」 → 「自治体」 の三角連携が中心

出所前から、矯正施設（刑務所）・保護観察所・自治体福祉部門が情報を共有し、**切れ目のない支援**を構築。モデル事業でも、刑事司法機関と自治体の協働が核とされる。

② 自治体を中心に「医療」「福祉」「住居支援」を連結

自治体は最も身近な支援主体として、住居・医療・福祉など多分野と協働し、必要なサービスへつなぐ役割。多くの自治体が相談窓口を設置し、幅広い支援を横断的に調整する。

③ 「就労支援」は官民協働が重要

出所後の**就労定着**は**再犯防止の鍵**であり、企業・ハローワーク・日本財団の**職親プロジェクト**などが連携。官民合同で就労や教育支援を行う成功例が報告されている。

④ NPO・更生保護団体が「伴走支援」を補完

社会で孤立しやすい出所者に対して、民間団体が生活相談・伴走支援・**居場所**づくりなどを担当。

⑤ 多機関連携を支える「会議体」

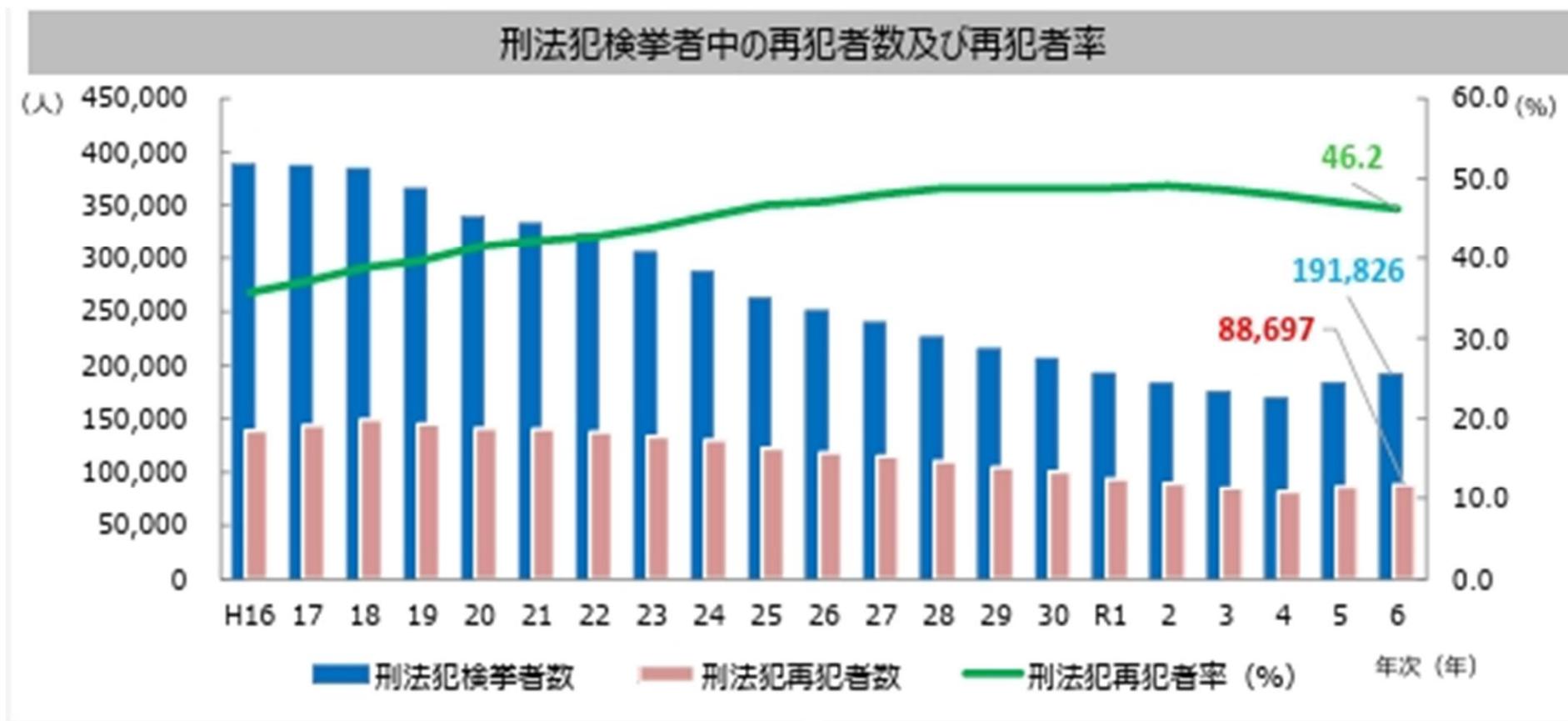
地域ごとに「地域再犯防止推進会議」「協議会」などが設置され、各機関が情報を持ち寄り、支援方法を協議。モデル事業でも多職種の協議会が必須とされている。

再犯防止推進白書にもとづく 現状認識

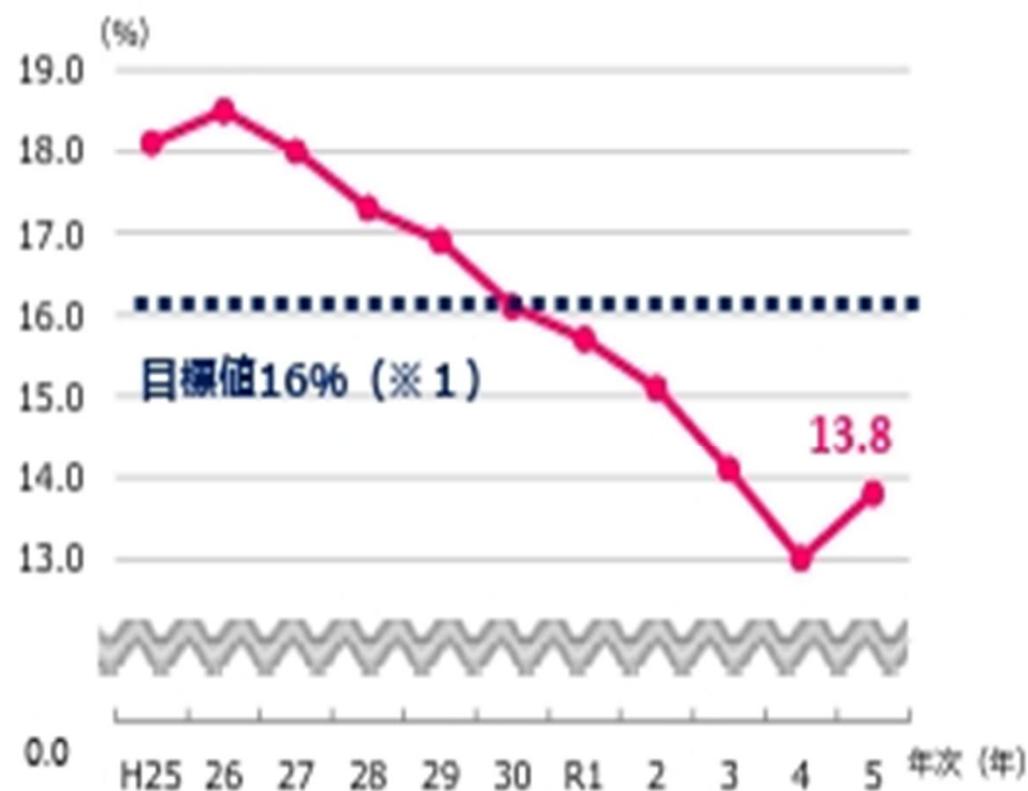
令和6年版再犯防止推進白書属性別トレンド

属性	再入率の特徴	傾向分類
高齢者（65+）	20%超、上下変動あり	高止まり・不安定
薬物（覚醒剤）	改善方向、年々低下	改善傾向
性犯罪	6～9%で安定	低水準安定
傷害・暴行	15～17%で微減	安定～改善
窃盗	22～23%で横ばい	高止まり
女性	10～14%で安定	低水準
少年	約10%で推移	低水準安定

令和7年版再犯防止推進白書による再犯の防止等に関する施策の成果指標



出所受刑者の2年以内再入率



(※1) 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)
 数値目標：2年以内再入率を令和3年までに16%以下にする

(※2) 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

出所事由別2年以内再入率(2年以内再入者数)

		満期釈放等(※2)	仮釈放
出所年次(年)	R1	23.3% (1,936)	10.2% (1,189)
	2	22.6% (1,749)	10.0% (1,114)
	3	21.6% (1,504)	9.3% (1,011)
	4	20.2% (1,306)	8.6% (912)
	5	20.8% (1,249)	9.6% (979)

犯罪予防論の中の再犯防止と 他機関連携の考え方

1. 犯罪予防の理論

- ・ ブラティンガムとファースト(1976)

第1段階－犯罪機会を提供する物理的環境の諸条件を検討

第2段階－潜在的な傾向を持つ者を早期に発見して介入

第3段階－犯罪を行った者の社会復帰や治療を検討（再犯防止）

- ・ トンリーとファーリントン(1995)

法執行モデル、発達モデル、コミュニティ・モデル、状況モデル

- ・ 吉中(2005,2006)

新しい再統合モデル、犯罪前モデル、**犯罪後モデル（特別予防）**

⇒ **被害者等や地域社会との関係修復を犯罪者の社会復帰において人道的且つ穏健に考慮する立場(犯罪被害者を置き去りにしない)**

○社会的犯罪予防論の重要性

2. 多機関連携のモデル

- 1998年イギリス犯罪・秩序違反法

「犯罪・秩序違反減少パートナーシップ(Crime and Disorder Reduction Partnership=CDRP)」

- 2004-2005年

「広島市安佐南区モデル事業」による「減らそう犯罪」安佐南まちづくり協議会の設立

⇒住民、ボランティア団体、事業者、学校、区役所、警察署等の代表者によって構成

⇒コミュニティ・ポリシングの実践

*地域社会と再犯防止との関係をどう考えるべきか?

- 再犯防止にとっては、社会的犯罪予防論が焦点化されやすいが、コミュニティ・モデルによる包摂的再社会化もなお重要。
- 公的統制機関と地域的社会資源との関係モデル
 - (1) **インプラント仮説(implant hypothesis)** (D.P.ローゼンバウム,1987)
 - コミュニティ・ポリシング活動が犯罪リスクを管理するのに必要な近隣の社会的凝集性(social cohesion)を促進する
 - (2) **集団的効力(collective efficacy)モデル** (R.J. Sampson,1997)
 - 非公式な社会統制は価値の共有と行動の自発性の結合から明らかになる「集団的効力」によって現出する。
 - (3) **新パロキアル主義(New Parochialism)** (P.カール,2003)
 - 地域的な社会資源(地域的統制)と公的統制の結合による犯罪リスク管理における直接的関与の機会促進 ⇒ 矯正局・保護局の主導

参考: 経済学的考察(copilotによる)

- 「一人の受刑者が、刑務所に一年間入ってかかる経費と、彼が社会で働いて税金を納め、消費行動を行った場合に生じる経済効果を比較してください。」
- 結論 (定量比較) - 平均値による単純モデル
- 受刑者 1 人を 1 年間収容するコスト約85～300万円 (どこまで費用を含めるかで変動)
- その人が社会で働いた場合の経済貢献①直接の税込(約25万円、所得税のみ) ②住民税等を含む税込(年 70万円前後)③消費の経済波及効果(年 325～400万円)合計の社会的正味貢献(約400～500万円規模)
- **総合すると「1 人を収容する (±300万円)」より、社会で就労し消費する (+400～500万円)」方が、年間でおおむね『700～800万円以上』の差が生じる 計算になる。**

最後に大切なこと - 理論と実践

- 特別予防と**第3次予防**→「法執行モデル」のみでは不十分
- 犯罪予防論の中の再犯予防→CPTEDの限界、**社会的犯罪予防の意義**
- **「各論」にアプローチしよう。**
- 国家制度の「保護」と自治体の「福祉」を活かすのは地域社会
→支援体制の拡大: 地域的、空間的、孤立化を防ぐ方策
→多様性ある「おもしろい社会」(吉中,2007)を創出しよう。
- 社会全体の理解促進:
 - ①「再犯防止は被害者化防止」という認識
 - ②「犯罪予防・再犯防止は経済的にもいいよ」という認識
 - ③「継続は力」息の長い活動の重要性(日本今昔物語)
- ○再び言いたい「オール・イン!」(広島カープ・ブラウン監督)

ご清聴ありがとうございました!